

現行計画（常滑市都市計画マスタープラン平成21年2月）の進捗状況及び評価

現行計画の概要（都市づくりの方針）	進捗状況（A 達成済 B 実施中 C 検討中 D 未実施）	評価 (A、B/全項目)
<p>1 土地利用の方針</p> <p>(1) 現行の市街化区域</p> <p>○住居系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な居住環境の保全及び現在の土地活用の維持、暮らしやすい生活環境の確保 ・土地区画整理事業等の施行地区内における良好な居住環境を保全、低層住宅を主体とした土地利用の維持 ・西ノ口駅、蒲池駅及び榎戸駅に近接する市道大野蒲池線・県道大府常滑線の沿道では、公益施設を始め日常的な生活利便施設等の立地誘導 ・低未利用地が多く見られる新田地区では、良好な市街地の形成手法の検討 ・(都)知多西部線、(都)浜田線及び(都)北条向山線の沿道では、沿道にふさわしい商業業務施設等の立地、居住環境と調和した土地利用の維持・誘導 <p>○商業系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常滑駅周辺地区等では、商業・業務、娯楽、福祉、宿泊施設等の多様な都市機能が複合的に立地する土地利用の誘導 ・大野町駅の西側地区や本町・市場町等では、商業施設等生活利便施設を主体とした土地利用の維持・誘導 ・(都)知多西部線の沿道では、沿道型商業施設等の商業施設等の立地を主体とした土地利用の維持・誘導 <p>○工業系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やきもの散歩道の周辺地区では、焼き物産業の活性化と良好な居住環境の創出を図るなど、暮らしやすく働きやすい住工混合型の土地利用の維持 ・その他の住工混合地では、住工混合型の土地利用の維持、長期的な視点で土地利用の在り方の検討 ・工場等の立地が大半を占める地区では、工場や物流施設等を主体とした土地利用の維持 ・鯉江本町内の大規模工場の敷地が大半を占める地区では、今後の土地利用動 	<p>B 概ね良好な土地利用を維持継続中であり、幹線道路沿線には、生活利便施設が立地してきている。</p> <p>B 低層住宅を主体とした土地利用が維持されているが、従前からの土地所有者が所有する換地に、建築未着工の低未利用地が多く残っている。</p> <p>B 榎戸駅周辺では、生活利便施設の立地が図られている一方、西ノ口駅、蒲池駅周辺は立地が進んでいない。</p> <p>C 暫定用途地域に指定されていることから依然として低未利用地が多く残っている。</p> <p>B 各都計道沿道には、商業業務施設の立地が進んでおり、背後の住宅地と調和を図りながら維持・誘導が図られている。</p> <p>B 常滑駅周辺では多様な都市機能の複合的な立地・誘導が図られている。</p> <p>B 大野町駅西側及び本町・市場町等周辺においては、概ね良好な土地利用を維持・継続中ではあるものの、生活利便施設の立地はあまり進んでいない。</p> <p>B 概ね良好な維持・誘導が図られている。</p> <p>B 概ね良好な土地利用を維持継続中</p> <p>B 概ね良好な土地利用を維持継続中</p> <p>B 工場や物流施設等の立地・誘導を図りながら、現在の土地利用を維持継続中</p> <p>B 平成29年7月に都市再生緊急整備地域に指定。土地所有者</p>	<p>14/15 (93%)</p>

<p>向等を見ながら具体的な土地利用の方向について検討</p>	<p>の意向を踏まえつつ、土地利用の方向を検討した。工場所有企業の意向の把握に努めながら今後の土地利用を検討中</p>	
<p>(2)現行の市街化調整区域</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域に点在する古くからの集落地では、豊かなコミュニティ及び快適な生活環境の創出に向けた現在の土地利用の維持 面的にまとまった優良な農地の維持・保全、その他の農地についても無秩序な開発の抑制 本市東部の丘陵地等に広がる森林については、自然環境の保全及び特色のある景観資源の保全の観点から現在の土地利用の維持 	<p>B 概ね良好な土地利用を維持継続中</p> <p>B 農地を転用する場合は農業委員会で審査する必要があり、また、防災面で重要な区域には砂防法の規制がかかっている。これにより、概ね良好な土地利用を維持継続中</p> <p>B 概ね良好な土地利用を維持継続中</p>	
<p>2 都市施設整備の方針</p>		
<p>(1)都市交通施設</p> <p>○道路</p> <ul style="list-style-type: none"> セントレアライン（知多横断道路・中部国際空港連絡道路）の適切な維持・管理に向けた関係機関への協議・協力 西知多道路のルート・構造等について要望、早期整備に向けた働きかけ (都)知多西部線及び(都)常滑半田線の暫定・概成供用区間又は整備中区間の整備促進に向けた関係機関への協議・協力 (都)榎戸大高線（知多横断道路以南）等の都市幹線道路の暫定・概成供用区間の整備促進、未整備区間の整備・改善に向けた関係機関への協議・協力 (都)榎戸大高線（知多横断道路以北）等の地区幹線道路の暫定・概成供用区間の整備促進、未整備区間の整備・改善に向けた関係機関への協議・協力 補助幹線道路の暫定・概成供用区間及び未整備区間の整備促進 既成市街地内で多く見られる幅員4m未満の生活道路について、沿道建築物の建替え等に合わせた拡幅整備の促進 <p>○公共交通</p> <ul style="list-style-type: none"> 名鉄常滑線の利用促進の検討 	<p>A セントレアラインについては、平成28年10月1日より愛知道路コンセッション（株）が維持管理を行うこととなった。</p> <p>B 平成28年度に常滑市全域のルート・構造等が確定し新規事業化された。平成30年度には常滑市庁舎内に知多建設事務所西知多道路常滑出張所が設置され事業に着手している。</p> <p>B (都) 知多西部線の広目・坂井地区の整備が進められている。</p> <p>B 榎戸大高線については常滑駅区画整理事業の進捗に伴い一部区間の整備を進めている。また、県事業の用地交渉が長引いており進捗が停滞している。</p> <p>D 平成23年度から「常滑市行財政再生プラン2011」に取り組むなど、厳しい財政状況のため、事業着手には至っていない。</p> <p>D 未整備区間が残っている路線としては、(都)新開町線、常東線があるが、厳しい財政状況のため、事業着手には至っていない。</p> <p>B 平成22年度に「常滑市狭あい道路の後退用地の確保に関する要綱」を作成し、沿道建築物の建て替に合わせた拡幅整備を実施している。</p> <p>B 平成28年1月に北部バスを大野町駅への接続を行い、鉄道利用促進を図った。名鉄より賃借した4ヶ所の自転車駐輪場を含む</p>	<p>8/10 (80%)</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道、路線バスなどの公共交通機関の連絡強化やバス路線のサービス水準の維持について働きかけ、新たな交通サービスの調査・検討 ・常滑駅東駅前広場の整備推進、他の鉄道駅前での交通広場や駐車場・駐輪場の確保の検討 	<p>常滑市内 10ヶ所の駅前自転車駐車場の維持管理に努め、通勤、通学者の利便性の向上を図った。</p> <p>B 平成 26 年度に「常滑市公共交通あり方検討委員会を開催し、市民、関係者を交えて公共交通の課題や問題点を整理し、報告書をまとめた。北部バスについては、平成 27 年 5 月の新病院の開院に併せて、停留所の見直しや増便を実施した。(1.5 往復→3 往復) また、平成 28 年 1 月には、大野町駅への接続を行ったなどにより、利便性の向上に努めた。</p> <p>B 常滑駅東駅前広場については、常滑駅周辺土地区画整理事業の中で、平成 33 年度の事業完了に向け現在整備中</p>	
<p>(2)公園・緑地等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市基幹公園（桧原公園、常滑公園及び大曾公園）の現在機能の維持・更新及び利用増進、常滑公園の未整備箇所の整備推進 ・現在整備中の街区公園・近隣公園の整備推進 ・公園・緑地が不足している市街地を中心に市民緑地制度、借地公園制度の活用などによる公園・緑地の確保 ・大野海水浴場、坂井海水浴場及び海浜緑地（りんくう町）では、気軽に海と親しむことができるような憩いとにぎわいの場の形成 ・市街地内の住宅地や市街化調整区域に点在する集落地等では、敷地内緑化の促進による、ゆとりと潤いある良好な居住環境の創出、街路樹の植栽による緑豊かな道路空間の形成 ・市街地内における社寺林等の身近な緑地空間や市街化調整区域における里山空間等の保全 ・本市東部の丘陵地に広がる森林、市街地に連なる崖地に見られる緑地の保全 	<p>B 桧原公園、大曾公園については、機能確保をしながら維持・更新及び利用増進に努めている。常滑公園は未整備区域の整備用途は立っていない。</p> <p>A 住区基幹公園については整備を完了</p> <p>D 市民緑地制度、借地公園制度の活用はされていない。</p> <p>B 概ね良好な計画形成が図られている。特にりんくう海浜緑地では民間活力を利用した指定管理者によりにぎわいの創出が図られている。</p> <p>B 都市緑化推進事業による補助金により民有地緑化を図っている。区画整理等により新たに整備した道路について植樹帯を整備し緑化に努めている。</p> <p>B 概ね良好な計画形成が図られている。</p> <p>B 概ね良好な計画形成が図られている。</p>	<p>6/7 (86%)</p>
<p>(3)下水道・供給処理施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道基本計画に基づく汚水・雨水幹線の整備推進、認可区域内の支線管渠の整備、認可区域外の雨水施設の維持補修 ・常滑北部、多屋南部、榎戸雨水ポンプ場の更新化 	<p>B 公共下水道施設について、公共下水道基本計画に基づき他事業との整合性を図りながら、汚水・雨水幹線の整備を進めている。また、事業計画区域（認可区域）内の支線管渠整備を進めている。事業計画区域（認可区域）外の雨水施設について、適正に維持補修に努めている。</p> <p>B 常滑北部・多屋南部雨水ポンプ場については、更新化事業が完了した。</p>	<p>3/3 (100%)</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・供給処理施設等について必要に応じ新たな施設設置等の検討 	<p>B 2市3町（常滑市・半田市・南知多町・美浜町・武豊町）による、知多南部広域環境センター整備事業が進捗中</p>	
<h3>3 市街地整備の方針</h3>		
<ul style="list-style-type: none"> ・古くからの市街地では、幅員4m未満の狭あい道路の改善、ポケットパークや排水施設等の整備 ・やきもの散歩道周辺等では、地域住民の理解と協力の下、景観保全面も考慮した計画的な市街地整備 ・鯉江本町内の大規模工場の敷地が大半を占める地区では、具体的な市街地の整備方策の検討 ・土地区画整理事業等により計画的な整備が行われた地区では、地区計画制度等の活用による敷地内緑化や外構緑化等、緑豊かな市街地空間の形成に向けた方策の検討 ・施行中の土地区画整理事業地区では、円滑に事業促進、早期完了 ・低未利用地の多く見られる新田地区では、良好な市街地の形成手法の検討 	<p>B 平成22年度に「常滑市狭あい道路の後退用地の確保に関する要綱」を作成し、沿道建築物の建て替に合わせて拡幅整備を実施している。</p> <p>B やきもの散歩道景観条例により、概ね良好な景観保全是図られているものの、狭あい道路が多く、市街地整備にまでは至っていない。</p> <p>B 工場所有企業の意向の把握に努めながら今後の土地利用を検討中</p> <p>B 都市緑化推進事業による民有地緑化や都市計画公園等の計画的な配置により良好な計画形成が図られている。</p> <p>B 概ね計画どおり進行中</p> <p>C 良好な市街地の形成に向け暫定用途地域の解消を検討中</p>	<p>5/6 (83%)</p>
<h3>4 都市防災の方針</h3>		
<ul style="list-style-type: none"> ・既成市街地内で災害時に被害が拡大することが懸念される地区では、狭あい道路の改善、防災機能を有する生活道路や公園等の整備 ・常滑駅周辺や焼き物産業関連施設と住宅が混在する地区等では、火災の危険を防除する建物への建替えの促進 ・水害防止のため、保水機能を有する山林やため池の保全、矢田川、前山川の河底浚渫(しゅんせつ)・改修、大落川等普通河川の老朽護岸改修 ・樋(ひ)門、陸閘(こう)の点検調査・改修、鬼崎漁港海岸、西之口海岸、坂井 	<p>B 平成22年度に「常滑市狭あい道路の後退用地の確保に関する要綱」を作成し、沿道建築物の建て替に合わせて拡幅整備を実施している。</p> <p>B 常滑駅周辺については土地区画整理事業による建物の更新化が進む一方、住工混在地区については建替えの促進とまではいかず維持に留まる。</p> <p>B 山林の保全関連として、保安林について県が無秩序な開発を規制している。また、地域森林計画対象民有林については、市に提出される伐採等の届出によって開発内容の把握に努めている。ため池の保全関連として、大地震の際に大きな被害が予想されるため池について、耐震調査を実施。矢田川の浚渫は平成26年度までに県が行っている。大落川等の老朽護岸改修を毎年度少しずつ行っている。</p> <p>B 樋門、陸閘については日常点検により不具合が見つかったものに</p>	<p>4/4 (100%)</p>

海岸等の老朽護岸の改修整備の促進	については解消している。	
5 景観形成の方針		
<p>(1)市街地景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古くからの市街地では、狭あい道路の改善に合わせた沿道緑化の促進や低未利用地の活用等により、緑豊かな住宅地景観の形成 ・土地区画整理事業等により計画的な整備が行われた地区では、地区計画制度等の活用による敷地内緑化や道路空間の緑化、新しい景観形成の方策の検討 ・常滑駅周辺の商業業務地では、本市の玄関口にふさわしい市街地景観の形成 ・大野町駅周辺では、古くからのまちなみ景観の保全・活用による魅力ある景観づくり ・敷地内緑化、建物の形態意匠に関する規制・誘導の検討による周辺の環境に配慮した工業地景観の形成 ・中部臨空都市では、様々な自然環境や人工景観を生かした土地利用や施設整備の促進、中部臨空都市まちづくりガイドラインの適正運用による豊かな都市景観の形成 	<p>B 概ね良好な景観形成が図られている。</p> <p>B 概ね良好な景観形成が図られている。</p> <p>B 概ね良好な景観形成が図られている。</p> <p>B 概ね良好な景観形成が図られている。</p> <p>D 既存工業団地内については適切な敷地内緑化が図られているものの新たに立地する工場については、緑地率の緩和措置を受けている。</p> <p>B ガイドラインに基づき、適切な運用が図られている。</p>	8/10 (80%)
<p>(2)焼き物のまちにふさわしい景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ・散歩道周辺地区では、景観法に基づく景観計画の策定、地域の理解と協力を得ながら、焼き物のまちにふさわしい景観の保全・再生 	<p>B やきもの散歩道景観条例により概ね良好な景観形成が図られている。</p>	
<p>(3)眺望景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊勢湾の眺望に優れるりんくう町や末広町・新浜町周辺の沿岸部、また、市街地内の丘陵地や高台において海を眺めることができる眺望点の保全、眺望を楽しむことができるような施設整備の検討 ・大野海水浴場、坂井海水浴場及び海浜緑地(りんくう町)では、海を眺め、また、身近に感じることができる海辺景観の保全 ・市街地から眺めることができる本市東部丘陵地の森林では、緑のスカイラインとして保全、空港へのアクセス道路の沿道については屋外広告物の設置の規制 	<p>D 施設整備については検討されていない。</p> <p>B 概ね良好な景観形成が図られている。</p> <p>B 概ね適正な運用が図られている。</p>	